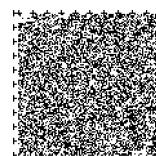
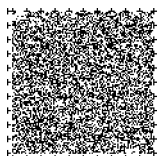


第 4 編 推進体制





1 推進体制

庁内体制

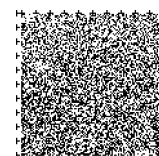
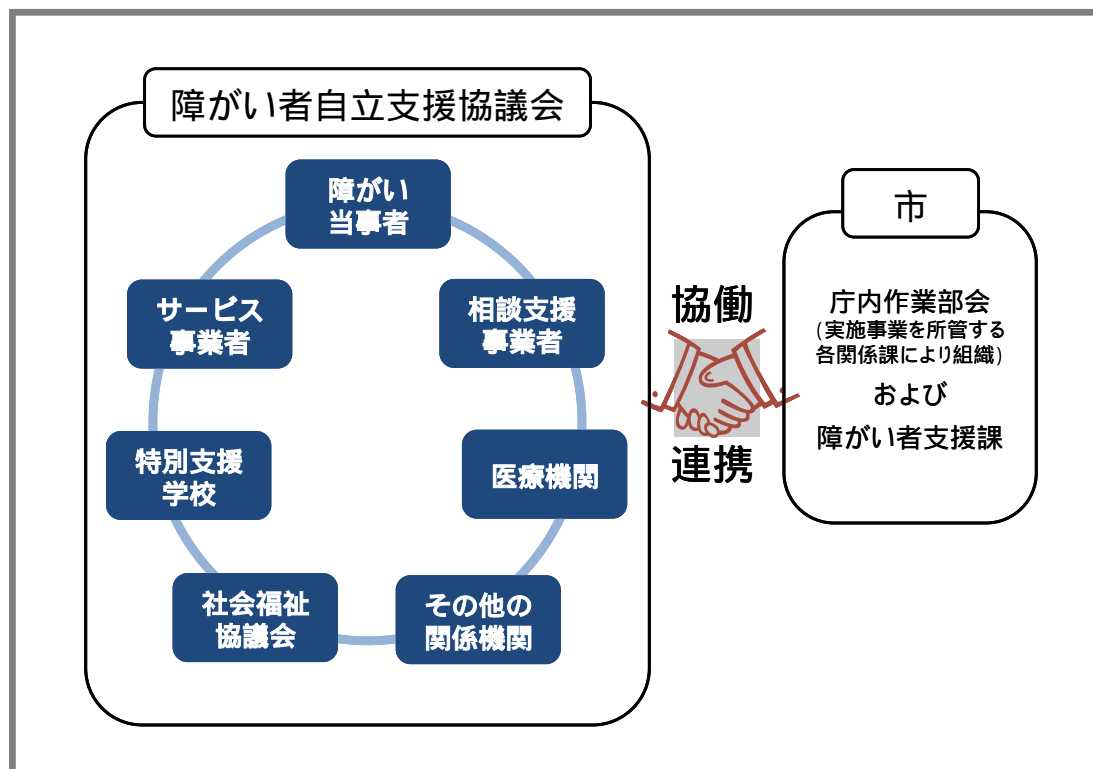
本計画の各実施事業を所管する庁内の各関係課により組織する庁内作業部会において、庁内における計画の進行管理を担うこととします。

庁外体制

今回の計画策定にあたり、これまで市と市原市障がい者自立支援協議会の協働により障がい者施策に係る様々な現状把握や課題整理等に取り組んできた成果を計画に活かすため、同協議会を計画策定の中心的な役割を担う庁外策定組織と位置づけ、市民協働による計画策定を進めてきたことから、計画策定後の推進体制についても同協議会がその中心的役割を担うこととします。

これにより、これまで取り組んできた現状把握や課題整理の経過から、今回の計画策定において行った課題解決に向けた検討、そして今後の計画の着実な実施まで、一貫した計画の推進を図っていきます。

推進体制のイメージ



2 推進方法

庁内作業部会において、毎年度各実施事業についての実施状況の確認・報告を行い、それをもとに市原市障がい者自立支援協議会において、その下部組織である計画進行管理部会が中心となり、進捗状況の確認を行うとともに、各基本目標・基本施策ごとに設定した指標をもとに客観的かつ確実な進行管理を行っていきます。

また、計画の進行管理においては、同協議会の機能を活かして、常に現状の把握や新たな課題等の抽出に努め、必要に応じて事業の見直し等を行うなど、PDCAサイクルによる計画のスパイラルアップを目指します。

